

平成 2 9 年 度

一 般 会 計 予 算 書
特 別 会 計

生 駒 市

目 次

1	一般会計	1
2	公共施設整備基金特別会計	15
3	介護保険特別会計	19
4	国民健康保険特別会計	27
5	後期高齢者医療特別会計	35
6	下水道事業特別会計	41
7	自動車駐車場事業特別会計	47

一 般 会 計

議案第 1 号

平成29年度生駒市一般会計予算

平成29年度生駒市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ36,814,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は5,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成29年3月7日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

[単位 千円]

款	項	金 額
1 市税		17,040,921
	1 市民税	9,093,957
	2 固定資産税	6,072,809
	3 軽自動車税	139,394
	4 市たばこ税	440,764
	5 特別土地保有税	31
	6 都市計画税	1,293,966
2 地方譲与税		246,885
	1 自動車重量譲与税	166,891
3 利子割交付金		36,797
	1 利子割交付金	36,797
4 配当割交付金		204,057
	1 配当割交付金	204,057
5 株式等譲渡所得割交付金		96,191
	1 株式等譲渡所得割交付金	96,191
6 地方消費税交付金		1,541,873

[単位 千円]

款	項	金額
	1 地方消費税交付金	1, 541, 873
7 ゴルフ場利用税交付金		6, 388
	1 ゴルフ場利用税交付金	6, 388
8 自動車取得税交付金		107, 796
	1 自動車取得税交付金	107, 796
9 地方特例交付金		89, 924
	1 地方特例交付金	89, 924
10 地方交付税		3, 492, 000
	1 地方交付税	3, 492, 000
11 交通安全対策特別交付金		14, 675
	1 交通安全対策特別交付金	14, 675
12 分担金及び負担金		457, 797
	1 負担金	457, 797
13 使用料及び手数料		970, 364
	1 使用料	628, 665
	2 手数料	341, 699
14 国庫支出金		5, 198, 097
	1 国庫負担金	4, 243, 272
	2 国庫補助金	927, 075

[単位 千円]

款	項	金額
	3 委託金	27,750
15 県支出金		2,407,636
	1 県負担金	1,605,220
	2 県補助金	618,968
	3 委託金	183,448
16 財産収入		201,173
	1 財産運用収入	41,461
	2 財産売却収入	159,712
17 寄附金		132,170
	1 寄附金	132,170
18 繰入金		1,203,844
	1 基金繰入金	1,203,844
19 繰越金		300,000
	1 繰越金	300,000
20 諸収入		938,612
	1 延滞金加算金及び過料	10,050
	2 市預金利子	521
	3 貸付金元利収入	2,539
	4 雑入	925,502

[単位 千円]

款	項	金額
21 市債		2, 1 2 6, 8 0 0
	1 市債	2, 1 2 6, 8 0 0
歳 入	合 計	3 6, 8 1 4, 0 0 0

歳 出

[単位 千円]

款	項	金 額
1 議会費		373,636
	1 議会費	373,636
2 総務費		3,904,449
	1 総務管理費	2,919,902
	2 徴税費	670,111
	3 戸籍住民基本台帳費	243,253
	4 選挙費	31,336
	5 統計調査費	4,318
	6 監査委員費	35,529
3 民生費		15,564,949
	1 社会福祉費	6,009,556
	2 児童福祉費	7,181,044
	3 生活保護費	1,561,201
	4 災害救助費	537
	5 国民健康保険費	812,611
4 衛生費		3,964,125
	1 保健衛生費	1,726,864
	2 清掃費	2,237,261

[単位 千円]

款	項	金額
5 産業経済費		489,580
	1 農業費	199,709
	2 商工費	289,871
6 土木費		3,544,082
	1 土木管理費	227,795
	2 道路橋梁及び河川費	1,059,684
	3 都市計画費	1,161,866
	4 住宅費	138,159
	5 下水道費	956,578
7 消防費		1,596,441
	1 消防費	1,596,441
8 教育費		4,342,493
	1 教育総務費	330,447
	2 小学校費	488,767
	3 中学校費	300,240
	4 幼稚園費	823,763
	5 社会教育費	1,127,138
	6 保健体育費	1,272,138
9 災害復旧費		10,150

[単位 千円]

款	項	金額
	1 土木災害復旧費	3,650
	2 農林業施設災害復旧費	6,500
10 公債費		2,974,095
	1 公債費	2,974,095
11 予備費		50,000
	1 予備費	50,000
歳出	合計	36,814,000

第 2 表 繰 越 明 許 費

[単位 千円]

款	項	事業名	金額
民生費	児童福祉費	市立保育所施設整備事業	54,165

第 3 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
市内中小企業者に対する奈良県信用保証協会との契約による中小企業融資損失補償	市内中小企業者が、奈良県信用保証協会の行う融資保証に係る保証債務の返済を完了するまで	市内中小企業者の、奈良県信用保証協会が行う融資保証に係る保証債務のうち、未返済元利総額の20%相当額
生駒市の委託を受けて生駒市土地開発公社が行う公共用地先行取得事業	平成29年度から 平成30年度まで	事項欄記載事項の用地等の事業資金64,310千円及びこれに対する 利子相当額
広報紙・議会報印刷等業務	平成30年度	7,921千円
生駒駅北地下自動車駐車場指定管理業務	平成30年度から 平成32年度まで	95,783千円
固定資産税納税通知書封入業務	平成29年度から 平成30年度まで	789千円
市民課窓口委託業務	平成29年度から 平成34年度まで	356,097千円
環境基本計画策定業務	平成30年度	2,710千円
可燃物収集運搬及びまごごろ収集業務	平成29年度から 平成34年度まで	2,190,143千円
大型ごみ・燃えないごみ収集運搬及び中間処理業務	平成29年度から 平成34年度まで	464,653千円
資源物等収集運搬及び中間処理業務	平成29年度から 平成34年度まで	848,222千円
プラスチック製容器包装収集運搬及び中間処理業務	平成29年度から 平成34年度まで	760,925千円
高山竹林園指定管理業務	平成30年度から 平成33年度まで	145,124千円
消防本部附属棟耐震改築工事監理業務	平成29年度から 平成30年度まで	4,356千円
生駒ふるさとミュージアム指定管理業務	平成29年度から 平成34年度まで	155,048千円
(仮称)生駒北学校給食センター整備運営事業設計モニタリング支援等業務	平成29年度から 平成30年度まで	4,061千円
(仮称)生駒北学校給食センター整備運営事業	平成29年度から 平成46年度まで	7,911,408千円

第 4 表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
児童福祉施設整備事業	千円 50,600	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えることができる。
土地改良事業	7,100	〃	〃	〃
道路橋梁及び河川整備事業	141,000	〃	〃	〃
消防施設整備事業	16,300	〃	〃	〃
救急車両機能強化事業	222,700	〃	〃	〃
生涯学習施設整備事業	102,100	〃	〃	〃
公共施設トイレ改修事業	10,000	〃	〃	〃
臨時財政対策	1,577,000	〃	〃	〃
計	2,126,800	/	/	/

公共施設整備基金特別会計

議案第 2 号

平成 29 年度生駒市公共施設整備基金特別会計予算

平成 29 年度生駒市の公共施設整備基金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 61,860 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

平成 29 年 3 月 7 日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

[単位 千円]

款	項	金 額
1 財産収入		2, 0 8 0
	1 財産運用収入	2, 0 8 0
2 寄附金		5 9, 7 8 0
	1 寄附金	5 9, 7 8 0
歳 入 合 計		6 1, 8 6 0

歳 出

[単位 千円]

款	項	金 額
1 公共施設整備基金費		6 1, 8 6 0
	1 公共施設整備基金費	6 1, 8 6 0
歳 出 合 計		6 1, 8 6 0

介 護 保 険 特 別 会 計

議案第 3 号

平成29年度生駒市介護保険特別会計予算

平成29年度生駒市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,249,372千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成29年3月7日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

[単位 千円]

款	項	金 額
1 保険料		2, 0 2 2, 3 9 2
	1 介護保険料	2, 0 2 2, 3 9 2
2 使用料及び手数料		1 2 3
	1 手数料	1 2 3
3 国庫支出金		1, 5 4 4, 7 6 7
	1 国庫負担金	1, 3 5 0, 0 8 6
	2 国庫補助金	1 9 4, 6 8 1
4 支払基金交付金		2, 1 7 8, 2 7 2
	1 支払基金交付金	2, 1 7 8, 2 7 2
5 県支出金		1, 1 6 1, 1 1 9
	1 県負担金	1, 0 9 0, 8 9 9
	2 県補助金	7 0, 2 2 0
6 財産収入		9 4 1
	1 財産運用収入	9 4 1
7 繰入金		1, 3 4 0, 9 5 3
	1 一般会計繰入金	1, 2 9 0, 4 9 8
	2 基金繰入金	5 0, 4 5 5

[単位 千円]

款	項	金額
8 繰越金		1 0
	1 繰越金	1 0
9 諸収入		7 9 5
	1 延滞金及び加算金	1 0 3
	2 雑入	6 9 2
歳 入 合 計		8, 2 4 9, 3 7 2

歳 出

[単位 千円]

款	項	金 額
1 総務費		267,258
	1 総務管理費	209,671
	2 徴収費	3,000
	3 介護認定審査会費	54,000
	4 趣旨普及費	587
2 保険給付費		7,510,721
	1 介護サービス等諸費	6,993,823
	2 高額介護サービス費	187,857
	3 介護保険諸費	10,587
	4 特定入所者介護サービス等費	318,454
3 地域支援事業費		456,596
	1 介護予防・日常生活支援総合事業費	268,818
	2 包括的支援等事業費	187,778
4 基金積立金		941
	1 基金積立金	941
5 諸支出金		3,856
	1 償還金及び還付加算金	3,856
6 予備費		10,000

[単位 千円]

款	項	金額		
	1 予備費	10,000		
歳	出	合	計	8,249,372

国民健康保険特別会計

議案第 4 号

平成 29 年度生駒市国民健康保険特別会計予算

平成 29 年度生駒市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 13,718,260 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は 300,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成 29 年 3 月 7 日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

[単位 千円]

款	項	金 額
1 国民健康保険税		2, 5 5 5, 7 1 8
	1 国民健康保険税	2, 5 5 5, 7 1 8
2 使用料及び手数料		4 9 9
	1 手数料	4 9 9
3 国庫支出金		2, 6 5 6, 4 6 6
	1 国庫負担金	2, 4 1 4, 3 3 4
	2 国庫補助金	2 4 2, 1 3 2
4 療養給付費交付金		2 0 4, 9 7 7
	1 療養給付費交付金	2 0 4, 9 7 7
5 前期高齢者交付金		3, 6 0 9, 8 8 1
	1 前期高齢者交付金	3, 6 0 9, 8 8 1
6 県支出金		6 2 5, 2 9 8
	1 県負担金	9 0, 4 5 6
	2 県補助金	5 3 4, 8 4 2
7 共同事業交付金		2, 9 8 1, 7 6 7
	1 共同事業交付金	2, 9 8 1, 7 6 7
8 財産収入		2, 0 2 0

[単位 千円]

款	項	金額
	1 財産運用収入	2,020
9 繰入金		1,062,611
	1 一般会計繰入金	812,611
	2 基金繰入金	250,000
10 繰越金		1
	1 繰越金	1
11 諸収入		19,022
	1 延滞金及び過料	3,060
	2 預金利子	10
	3 雑入	14,852
	4 療養費等指定公費返還金	1,100
歳入合計		13,718,260

歳 出

[単位 千円]

款	項	金 額
1 総務費		177,638
	1 総務管理費	161,866
	2 徴税費	13,975
	3 運営協議会費	367
	4 趣旨普及費	1,430
2 保険給付費		8,681,444
	1 療養諸費	7,576,023
	2 高額療養費	1,058,300
	3 移送費	300
	4 出産育児諸費	42,021
	5 葬祭諸費	4,800
3 後期高齢者支援金等		1,390,096
	1 後期高齢者支援金等	1,390,096
4 前期高齢者納付金等		4,875
	1 前期高齢者納付金等	4,875
5 老人保健拠出金		25
	1 老人保健拠出金	25
6 介護納付金		535,599

[単位 千円]

款	項	金額
	1 介護納付金	535,599
7 共同事業拠出金		2,772,033
	1 共同事業拠出金	2,772,033
8 保健事業費		113,230
	1 特定健康診査等事業費	96,293
	2 保健事業費	16,937
9 基金積立金		2,020
	1 基金積立金	2,020
10 公債費		100
	1 公債費	100
11 諸支出金		11,200
	1 償還金及び還付加算金	10,100
	2 療養費等指定公費立替金	1,100
12 予備費		30,000
	1 予備費	30,000
歳出	合計	13,718,260

後期高齢者医療特別会計

議案第 5 号

平成29年度生駒市後期高齢者医療特別会計予算

平成29年度生駒市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,722,760千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成29年3月7日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

[単位 千円]

款	項	金 額
1 後期高齢者医療保険料		1, 4 1 8, 2 5 5
	1 後期高齢者医療保険料	1, 4 1 8, 2 5 5
2 使用料及び手数料		1 4
	1 手数料	1 4
3 繰入金		2 9 8, 4 5 0
	1 一般会計繰入金	2 9 8, 4 5 0
4 繰越金		3, 0 0 0
	1 繰越金	3, 0 0 0
5 諸収入		3, 0 4 1
	1 延滞金加算金及び過料	1 1
	2 償還金及び還付加算金	3, 0 1 0
	3 雑入	2 0
歳 入 合 計		1, 7 2 2, 7 6 0

歳 出

[単位 千円]

款	項	金 額
1 総務費		53,049
	1 総務管理費	53,049
2 後期高齢者医療広域連合 納付金		1,661,701
	1 後期高齢者医療広域連合 納付金	1,661,701
3 諸支出金		3,010
	1 償還金及び還付加算金	3,010
4 予備費		5,000
	1 予備費	5,000
歳 出 合 計		1,722,760

下水道事業特別会計

議案第 6 号

平成29年度生駒市下水道事業特別会計予算

平成29年度生駒市の下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,878,216千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

平成29年3月7日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

[単位 千円]

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		48,150
	1 負担金	48,150
2 使用料及び手数料		917,336
	1 使用料	917,006
	2 手数料	330
3 国庫支出金		215,000
	1 国庫補助金	215,000
4 県支出金		456
	1 県補助金	456
5 繰入金		956,578
	1 一般会計繰入金	956,578
6 諸収入		2
	1 延滞金加算金及び過料	1
	2 雑入	1
7 市債		740,694
	1 市債	740,694
歳 入 合 計		2,878,216

歳 出

[単位 千円]

款	項	金 額
1 下水道費		1, 9 1 0, 6 5 6
	1 下水道費	1, 9 1 0, 6 5 6
2 公債費		9 6 3, 5 6 0
	1 公債費	9 6 3, 5 6 0
3 予備費		4, 0 0 0
	1 予備費	4, 0 0 0
歳 出 合 計		2, 8 7 8, 2 1 6

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
生駒市水洗便所改造資金として、市民が取扱金融機関から受ける融資に対する損失補償	融資金の借入日から償還完了日まで	融資金の償還元利金及び遅延利息の合計金額
公営企業会計移行事務支援業務	平成30年度から 平成31年度まで	32,880千円

第 3 表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
公共下水道事業	千円 608,900	証 書 借 入 又 は 証 券 発 行	5.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる場 合について、利率の見 直しを行った後にお いては、当該見直し後 の利率)	政府資金についてはその融資 条件により、銀行その他の場合 にはその債権者と協定するもの とする。ただし、市財政の都合 により据置期間及び償還期限を 短縮し、若しくは繰上償還又は 低利に借換えることができる。
流域下水道事業	53,600	〃	〃	〃
公営企業会計適用	11,600	〃	〃	〃
公共下水道事業 (借換債)	66,594	〃	〃	〃
計	740,694			

自動車駐車場事業特別会計

議案第 7 号

平成29年度生駒市自動車駐車場事業特別会計予算

平成29年度生駒市の自動車駐車場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,888千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成29年3月7日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

[単位 千円]

款	項	金 額
1 繰入金		5, 8 8 8
	1 一般会計繰入金	5, 8 8 8
歳 入 合 計		5, 8 8 8

歳 出

[単位 千円]

款	項	金 額
1 事業費		5, 8 8 8
	1 事業費	5, 8 8 8
歳 出 合 計		5, 8 8 8